

青税連

July 15.2000

Zenkoku

Aozeilen



NOZEI WHAT'S NEXT ?!

FOR 21st CENTURY

125

126

127

CONTENTS

No.126 July 15,2000

- ◇ 税理士法改正に関する意見（タタキ台）」等に関する
日税連と国税庁の協議要旨と税理士法第一条「使命」
を考える

全国青年税理士連盟会長・・・富田光彦・・・・・・・ 2

- ◇ 組織活動を振り返って

全国青年税理士連盟組織部長・・・平林信成・・・・・・・ 4

- ◇ E-FILE 電子申告を控えて 英連邦カナダの場合

・・・中村新太郎・・・・・・・ 4

- ◇ 「2000年秋季シンポジウム」のご案内

全国青年税理士連盟研究部長・・・池部悦子・・・・・・・ 6



「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」等に関する 日税連と国税庁の協議要旨と税理士法第一条「使命」を 考える

全国青年税理士連盟会長 富田光彦

平成12年3月28日、自由民主党の税理士制度改革推進議員連盟は、その総会において日税連が出している税理士法改正タタキ台21項目につき初めて絞り込みをかけ、平成13年通常国会をめざして法改正が大きく動き出したのは、周知の通りである。すなわち「法改正事項として取り上げたいと考えているもの」と「法改正事項として取り上げたいと考えているが、なお検討を要するもの」と項目分けを行うことで、改正が正式な協議に入った事を内外に知らしめたわけである。もちろん、項目によっては非公式に事前協議があったものもあると見るのが妥当であろう。

全青税は5月8日に日税連の呼びかけで懇談会を開催したが、その際われわれは税理士法第8条改正と法改正過程の情報開示を求めた。その後、6月6日税連正副会長会、7日常務理事会において「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」等に関する日税連と国税庁の協議要旨が発表された。（「税理士界」6/15号）

平成12年5月末現在としていることから現時点での法改正の方向性を示すもので、不透明である日税連税理士法改正特別委員会第二分科会での協議内容が窺い知れよう。ここでは協議要旨をいくつかの点に絞って検討する。

【資格取得制度の整備】

NO.5 試験科目の一部免除

・ [「修士」「講師」の免除の見直しには、理由付けとともに文部省、大学関係者等との調整が必要] その調整は誰が行うのか。日税連が主体的に動くとするれば、税理士法改正対策特別委員会第2分科会が本来その任にあたるはずであるが、実際の調整役は要求官庁ということで国税庁があたるのではないだろうか。自民党「文教族」の存在からか、日税連としては、あまり主体的には動けないと見る。

・ [税務職員の試験免除制度は、合理性について、なお検討を深める。]

「税務職員の税法免除要件である事務従事期間を5年

間伸長する。また、会計学の免除は検討すべき。」と議員連盟の項目区分には記載されていたが、協議要旨では具体的指摘を避け、「合理性について」と記載し、規制改革委員会が指摘した「公平性」の一文が抜けている。公平性については検討しないのであろうか。また、この期におよんで「なお検討を深める」との表現は、検討を深めている間は結論が出ないということであり、先送りの感が強い。また、この問題につき、国税庁は、労務対策・人員確保の観点から、自ら容易に結論は出せないと考えると、悲観的に考えざるを得ない。日税連は具体的解決策をもっているのであろうか。

【税理士の法的地位の確立】

NO.11 税務訴訟における税理士の地位に関する規定
・ [出廷陳述権と法1条との関係について要検討。司法制度改革審議会の検討を踏まえる必要がある。] 国税庁の考えは、出廷陳述権については法1条使命との整合性が取れないとしており、税理士会としては矛盾はないとしている。国税庁が具体的にどのように考えているかは1月にでた「論点整理メモ」に現れている。すなわち

○ 依頼人の権利擁護を使命とする弁護士と、公共的使命を有する税理士とは立場が違うのではないか。法1条は独立した公正な立場で納税義務の適正な実現を図るといった税理士の使命を定めており、納税者の権利を保護するための規定ではない。法1条と出廷陳述権とは相容れないのではないか。

○ 現行でも民事訴訟上の補佐人制度若しくは証人制度の活用又は弁護士との協力による準備書面への意見の反映により十分対応できるのではないか。

との2つに集約されよう。これは国税庁の税理士法改正担当者が各所で行った講演の中でも、再三指摘のあったところである。

前回の55年改正では、争点の中心は第1条の使命であったのは周知の事実である。われわれ全青税は旧税理士法を改正して「納税者の代理人であることを税理士法上明記すべき」として運動した。しかし結果は「申告納税制度の理念にそって」との一文が参



議院の付帯決議で追加されたものの、「使命」の解釈に疑義が残る改正となってしまった。日税連は今回の法改正について21項目に絞った段階で「使命の明確化」は外したが、その趣旨は現行税理士法の第1条は解釈により、十分税理士の使命が納税者の権益保護にあることを導くことが可能と判断したからであろう。

「独立した公正な立場」は昭和63年5月に日税連制度部が会長宛てに答申した「税理士法第1条に定める税理士のあり方について」で明らかにしている。

すなわち「独立した公正な立場において」という場合、一つには、税務当局に対しての独立ということの意味しており、税務当局の補助的機関ではなくこれとは独立対等の立場である事を意味する。また一つには、納税者との関係において、納税者に従属した権利擁護ではなく、正すべきものは正すとともに、過大に義務を負わないという見地から、納税者の権利を守り、その利益を正しく擁護するものであることを意味している。したがって、税理士は、納税義務を適正に実現するため、憲法に定められた租税法律主義に基づき、税法を遵守して、基本的には納税者の税法上の正当な諸権利を守る立場から対処することが要請される。

そのような考え方をもとに、出廷陳述権について日税連はタタキ台において次のように述べている。

○税理士の使命達成のため、委嘱された事案について訴訟に発展した場合は、税理士自らが訴訟代理人となることが望ましいことは言うまでもないが、税理士が訴訟代理人になる要件（訴訟法に関する専

門知識の有無）もさることながら、弁護士の職域を侵害する結果となることから、当面は税理士が裁判所の許可を得ずして当事者又は訴訟代理人と共に出廷し陳述することができること（出廷陳述権）を税理士法上規定すべきである。

また「論点整理メモ」では

○ 出廷陳述権は、純粋に納税者の信頼の応えたいという気持ちから要望しているものである。

あえて現行第1条の文脈を引用し、矛盾しないとの発言である。

今回の改正で、日税連は税理士の使命を正面から議論するのを避けていたが、はからずも庁側から「使命」との整合性を問われた格好である。

日税連は、ことあるごとに今回の法改正は、税理士会主導の税理士の手による改正であることをアピールしてきた。自民党議連を発足し、大蔵省・国税庁を巻き込んだ形の勉強会を開催するなど、確かにここまでは大きく舵取りをとってきたように見える。その手法は法改正のための現実的な手法選択であったと認識する。しかしながら、この一番重要な改正の中身をつめる段階で、日税連の積極的な動きが止まったかに見える。

その任にあたるのが日税連税理士法改正特別委員会第2分科会であるならば、その責任者は、再度「使命」を中心に理論再構築し、折衝にあたるべきと考える。

(2000年6月15日 記)



組織活動を振り返って

全国青年税理士連盟組織部長

平林 信成

「青税ってアカ税なのでしょ」

「君はそんな団体に所属していたのか！」

「かかわり合いたくない」

これが全国青年税理士連盟（以下全青）の未入会
会員から見た一般的な印象です。

みなさんも何処かで聞いたことがありませんか？

この印象は誰が作ったのですか？

2年間に渡り組織部として活動してきました。全
国何処へ行っても、このような先入観のお陰で、悪
印象が付きまといます。話をすればわかって頂ける
はずです。電話やメールでなく、直接会うことを原
則にしてきました。しかし、その話すら聞いてもら
えないもどかしさ。話をする機会さえ与えていただ
ければ・・・残念です。

「復縁」 本当に難しい。一度こじれた関係は元
には戻せません。理由はともかく後を追うことは、
したくありません。「別れて損した」と言わせまし
ょう。

本会からの「無言の圧力」が感じられました。
大きな阻害要因であり、直接本会役員の方に注意を
いただいたこともあります。理由がわかりません。

本当に税理士の将来を考えているのですか？

各地域に勉強会等の任意の組織がたくさんありま
す。その代表の方が全青を理解していただけても、
組織として加盟することができない、と言われるこ
ともありました。何故？

「組織＝人＝力」これは正しくないでしょ
うか？ 税理士業界、いや、社会全体がこの激動の時
期、乗り越えることができるでしょうか？一人
で。情報が氾濫している中、組織にとって最大の資源
である「人」。「人」を活かし、目標に向かって邁進
することの重要性を御理解ください。そして21世紀の
「全青の進むべき方向」を是非教えてください。

もう組織拡大はやめましょう。いいじゃないです
か、我々だけで。

黙っていて、そして未入会の会員から「入会し
たい」と言われる組織を作るべきです。

私は、今でも、個人がその天分を十二分に発揮し
活力がある、新しい時代の全青を、そんな「魅力の
ある組織」にしたい。

E-FILE 電子申告を控えて

英連邦カナダの場合

中村 新太郎

CCRA(The Canada Custom and Revenue Agency)in Vancouver

カナダにおける確定申告期間は1月1日から4月
30日とされています。しかし、2月末日が源泉徴
収票の提出期限であり、通常はそれが終わらないと
次のステップへと進めないため、現実には3月1日
から4月30日までが確定申告期間となっています。
なお、カナダは米国同様年末調整制度がないた
め、全国民に申告が義務付けられています。

昨年、カナダでは国税関係団体の大胆な組織変更

が行われました。Revenue Canada（国税局）から
Revenue Agencyへと変わり、税の歳入は民間団
体に委託されることとなりました。これにより、

- ・ 理事会への私企業からの参加（民間活力の導入）
- ・ 仕事内容の再編 等

が行われ、職員の社会的立場は準公務員ということ
になったようです。

CCRAによれば、この4年間でE-Fileはかなりの



The Canada Custom an dRevenue Agnbcy

進化を遂げたとのことです。

個人には3つのオプションが設定されました。

- ①TELEFILE 電話回線により仲介業者を通じてE-File
- ②EFILE VAN systemにより、CCA, Tax Preparerから直接送信
- ③NETFILE インターネットによる個人からの直接送信による。

E-Fileは正確で、通常よりも速くクライアントに還付が行われるため、CGA(Certified General Account)事務所においてクライアントが増加する原因となったそうです。なお、E-FileはInternet ExplorerまたはNetscapeが走ればOSは問われません。

法人についてはY2K等の問題により遅れているようで今秋には導入予定とのことです。

T2様式と呼ばれる連邦税および州税すべてが処理可能なシステムを構築中で、すべてのカナダの法人・個人に対して安全なものを提供することを目的としているそうです。

また、GIFIという財務情報をコード化してE-Fileを可能にするシステムが、99年まではオプション設定でしたが2000年からは法人について義務付けられます。現在科目数は700におよび既に市販のソフトに組み込まれているそうです。GIFIにより認証を手作業からシステム化することにより、スピード化が図られ、エラーも防ぐことができるそうで、法制化される以上、GIFIを作れない場合はペナルティもあり得るそうです。GIFIは96年より、専門家の助言等を受けて設計されてきたもので早く安定した定型のGIFIを作りたいと考えているようです。なお、

次の改編は2001年3月を予定しているそうです。

GIFIの目的はCorporate E-Fileを可能とすることにあります。これにより、申告後2時間後には受領の確認をし、翌日、各種照合の後、有効なデータであるかどうかを判定します。かなりのスピード化が見込まれ、納税者からの質問にもオンラインにより、スピーディに答えられるそうです。セキュリティは通信前にデスクトップ上で暗号化されてしまうので安心して使用できるとのことです。通信の間に入る接続機関にはCCRAからソフトウェアが提供されるそうです。そして連邦・州のすべての諸税機関での使用を可能とする方針です。

Corporate E-Fileには次の3つの方法があります。

- ・EDI技術で直接送信
- ・独自のファイルを第三者に委託して送信
- ・CGA事務所等に委託して作成してもらい送信

EDI(Electronic Data Interchange)

それぞれの情報をコード化するものであり、送信と確認についても同様である。

VAN(ヴァリアーネットワーク)

E-Mailの様なメールボックスを持ち、納税者に情報を開示する。メッセージの全ての記録が残るのでクライアントの情報管理ができる。

前述したとおり、法人のE-Fileの導入は早期をめざしていたがY2Kによりかなり遅れてしまい、また基本システム全体の提携に時間をとられたことも遅れた原因となったようです。2000年7月にE-Fileは仕様書をソフトメーカーに対しオープンにするそうです。

現在カナダにおけるE-Fileは40% (600万人)程度。すべての納税者にE-Fileを期待してはいるが、95%くらいは達成したいとの話です。



「2000年秋季シンポジウム」のご案内

テーマ **21世紀の税理士像**
日 時 **2000年11月18日(土曜日)**
12:30受付
場 所 **大手町サンケイホール**
参加費 **8000円(資料代、懇親会費含む)**

各単位青税サブテーマ

神奈川「公益的業務への提言」

東 京「訴訟代理模擬裁判」

千 葉「情報化社会への対応」

名古屋「電子申告への対応」

岐 阜「国際業務」

埼 玉「納税者教育」

近 畿「規制緩和と税理士法改正の動向」

パンフレットと申込用紙を同封いたします。
たくさんの方のご参加をお待ちしております。



あとがき

怒涛の一年が疾風のように過ぎました。SONYの役員曰く「現在の10年は過去の70年に匹敵する。」と。もはや自分に都合の悪い変革を、「時期尚早」を錦の御旗に抵抗すること自体、客観的に意味を持たない時代へと移りつつ・いや、既に移ってしまっているのかもしれない。

全青の活動状況、有する最新の情報をすみやかに、しかも低コストで多くの会員の方々に提供する媒体としてホームページは極めて有用といえるでしょう。確かに一部には普及率を問題にする意見も存在いたします。しかし、パソコン教育は既に義務教育過程において確立されており、国税当局も遠くない将来に電子申告の利用を限りなく100%に近づけたい旨を明らかにしております。しかも、2003年より導入が決定されている電子申告の媒体もインターネットを利用することが決定されており、この夏から一部の税務署で試行されることが決まっております。言い換えれば、これからの税理士はインターネットの接続など出来てあたりまえ、出来なければ仕事にならないのです。“高い資質を有する”はずの税理士ならば出来ないわけは無いのです。

限られた予算の中で良質の情報をいち早く会員にお知らせすることを命題として一年間考えてまいりました。会員の方々の血の一滴である会費により運営されている全青税の台所事情は決して裕福ではなく、広報活動を複数のメディアに依存することは極めて困難な状況となりつつあります。現状にとどまって新世紀を迎えるか、先へ進むか、会員の皆様に真剣に考えていただきたいと思う今日このごろです。

神戸大会観光案内

